

元代の宗教と知識人

酒井 恵子

はじめに

上海の有名な観光地「豫園」に隣接する道教正一教の道観は、現在、「城隍廟」と呼ばれ、こちらも観光名所となっている。入場券を購入して入ると、ちょうど中秋節休暇だったこともあり、多くの人で神像に近づくのも大変な状態であった。祀られている神は様々で、建物もいくつにも分かれており、道士が各建物入口にいた。観光客でごった返しているなか、信仰の対象として、宗教としてそこに存在している。

「上海城隍廟」ホームページ (<http://shchm.org/about-us/>)「歴史沿革」には次のような略歴が記されている。

唐代に城隍廟は建設され、モンゴル元の至元十四年(1277)にこの地が華亭県から華亭府に昇格、翌年松江府に改称されたことに伴い、松江府城隍廟と改称した。祀られていた神については記録が乏しくわからないが、伝承によれば劉邦に仕えた武将「紀信(?～前204)」とされている。

至元二十九年(1292)に上海県が建立されたが、上海県には城隍廟がなかったため、居民は郊外にある淡井廟(現在の上海市永嘉路十二号)まで祈りに行っていた。明の永楽年間(1403～1424)に上海県の人口も増加し、郊外に行くのは不便だとして当時の上海知県によって金山(鎮江)の神「博陸侯霍光(?～前68、前漢の政治家)」を祀っていたものを改修して上海城隍廟として、中書省大名(現河北省)の人であったが世乱を避けて上海に遷った、至正四年(1344)の進士で明朝初代皇帝朱元璋からの招聘に応じて官僚となった「秦裕伯(1295～1373)」(『明史』卷二八五、文苑一、秦裕伯伝)を祭った。元末明初に官僚だった上海ゆかりの人物を祭ったのである。

清代の激動の時代、道光二十二年(1842)、上海はイギリス軍に占拠され、城隍廟内もかなり破壊された。さらに咸豊三年(1853)小刀会の起義に際して豫園に陣を張り、清軍との激戦、同十年(1860)太平天国の上海侵攻および外国軍の豫園駐軍により、上海は相当なダメージを受け、上海城隍廟も破壊された。同治四年(1865)・七年(1868)の戦火によって廟内は激しく損壊したため、改修がなされたが、民国期には火事により燃え、再建した。しかし抗日戦争中に難民区とされたことからまた破壊され、一部のみ修復された。

中華人民共和国建国後、正一教道士によって管理されるようになった。文化大革命時には神像がすべて破壊されたが、1994年に宗教活動は再開されて現在に至る。

このように時代の流れのなかで破壊と再建が繰り返された上海城隍廟そのものをみていくことも地域史として興味深いが、ここで注目したいのは、元明初に上海において城隍廟が発展していった点である。人口の増加に伴い人口密集地に近い場所に廟が建てられたということ、それもモンゴル政権の元から漢族王朝の明初期に廟の転換点があることは、元明時代をとらえるうえで参考になりそうである。

特にモンゴル政権は多民族国家統治にあたって宗教者に特権を与えており、それがためにチベット仏教僧の横暴を招き、国家滅亡の原因の一つとまでいわれた(趙翼『陔餘叢考』卷十八、元時崇奉釈教之濫「説者謂元之天下半亡於僧」)。しかしもともと漢族が居住する地区にあった宗教は道教と仏教が主であり、チベット仏教ではない。それでは、道教や仏教はどのような状況にあったのだろうか。

筆者はこれまで善行者表彰制度—旌表—のうち、特に貞節な女性への旌表の転換点が元代にあること、夫の死後再婚しない寡婦「節婦」や操を守って死んだ「烈婦・烈女」を称賛する文章の増加が元代に始まることを明らかにした¹⁾。これは当時の知識人たちが彼女たちの伝をさかんに著わしたということである。中国史を研究するうえで民の声を聴くことは近代にならなければ容易でなく、知識人が著わした文章から検討するのが普通である。そのような研究状況のなかで、人々の生活に浸透していた宗教そのものを理解することは困難とはいえ、知識人が著わした宗教者に関する伝からはなにがしか得るものはあるだろう。

さらに、中国社会は唐宋の間に大きな変化を遂げたと言われ²⁾、元から明初にかけても統治民族の違いはあるものの連続性が見られる。例えば先に挙げた貞節な女性への称賛は元代よりさかんになり、その後、節婦烈女への旌表数は増加の一途をたどり、やがて民国期には節婦旌表は批判の対象となる³⁾。このように元から明初は重要な時期であるにもかかわらず、まとまった研究は日本においては檀上寛『明朝専制支配の史的構造』(汲古書院、1995)しかない⁴⁾。それは元代の史料は一般的な漢文と異なる「蒙文直訳体」という文体で書かれたものが多く、読解が困難であることも原因のひとつであり、筆者も「蒙文直訳体」史料を正確に解読することはできない。しかし近年、研究が進み、日本語訳を参照できる史料が増加した。

以上のことから、徭役免除特権が与えられていたという点で旌表と共通点をもつ宗教について、元から明初にかけて、宗教の位置付けを確認しつつ、知識人がどのように関係をもち、文章を著わしていたのかを中心に、当該時期の状況を素描する。

1、『元史』 釈老伝

元代の宗教者を知るうえでもっともまとまった形で容易にみることのできる史料が『元史』 釈老伝である。『元史』は明朝建国極初期の洪武二年（1369）に開国文臣の首と評される宋濂（1310～1381）らに編纂の命が下り、翌三年に完成した正史で、編纂時間が短かったため、原史料にあまり手が加えられていないという点で、元代を知るうえで有用な史料とされている。

この『元史』 釈老伝については、元代の宗教に注目した野上俊静氏による訳注および研究『元史釈老伝の研究』（朋友書店、1978）がある。本書は前半部分が釈老伝の訳注となっていることから、氏の研究によりつつ、『元史』 釈老伝から元代の仏教・道教の状況について確認していきたい⁵⁾。

（1） 仏教

釈老伝はまず仏教について記し、次に道教について記す。冒頭には、仏教・道教の盛衰は時の皇帝の好みにより、元代は仏教が尊ばれ、さらに帝師（チベット仏教の高僧に与えられた尊称）が隆盛を極めた。一方、道教は祈祷の説に仮託して時に乗じて興起したものの仏教の十分の一にも及ばなかったと総評される。

仏教について、まずパクパ文字の製作により有名なパクパについて述べる。世祖クビライ（在位 1260～1294）がまだ帝位に就いていない時から関係をもち、パクパ文字作製（至元六年、1269）の功により、翌年、国師から帝師に陞せられた。そして至元十七年（1279）に彼が卒したのち、至治年間（1321～1323）に各地方にパクパの廟を建てて祀らせる詔が出され、泰定元年（1324）にはパクパの絵像を各行省に頒布し、その塑像を作らせたという。このあとはその後の帝師十名が列挙される（ただし、一名は他の史料では確認できない）。

次に特異な功績のあるチベット仏教僧について記される。まずパクパに推挙されたタムパについて記される。雨乞いの祈祷をしたところ雨が降った。食物の示す現を祈る呪文を書いて滝に投じたところ、珍しい花や果物・酒樽などが波面に湧き出てきた。枢密副使の月的迷失の妻が不思議な病気にかかって苦しんでいたので、宰相サンガに睨まれて月的迷失の治めていた潮州に左遷されていたタムパは、持っていた数珠を病人の身体にあてるとたちまち快癒した。またタムパは月的迷失に自らの中央復帰時期について夢をみた語り、それが事実となった。元貞間（1295～1297）カイドウ（1235～1301、オゴデイの孫）がチベットの国境を侵犯した際、成宗テムルがタムパに祈祷

させたところ勝報がもたらされた。テムルの疾病治癒を祈祷したところ快癒した。テムルの北巡にあたり象車の前導を任された際、雲州にさしかかると、靈怪がいるからと呪文を唱えながら進んだところ、嵐がやってきたがテムルのテントのみ無事だった。大徳七年（1303）卒した。

この他、多言語を習得していた必蘭納識里が梵經典の翻訳をしたり、諸蕃が朝貢時に持参した表箋を翻訳するなどしたが、至順三年（1333）安西王安ナダの子、オルク・テムルらと謀反を起こし、誅殺されたことが記される。

次にチベット仏教の政治的な位置づけについて記される。まず、帝師を頂点とする宣政院を設立して土番の地を統領させることとした。宣政院の位第二位の者は帝師が僧を推挙した。また帝師が都にやってくると、皇帝・皇后等であっても帝師について受戒し合掌するほどであり、歓迎も中書省の大臣が行なうほどであった。帝師の死後も舍利を帰葬する際、公事に使う駅伝の車に乗せて護送させ、金・銀・絹・紙幣が大量に贈られた。

しかしそのような扱われ方に乘じたほしいままの振る舞いも記される。帝師の兄や弟子が金や玉の印章を佩びたり、楊璉真加はクビライに用いられて江南釈教総統となったが、宋の諸帝の陵墓をあばき、平民を殺し、賄賂を受け取り、財物を奪ったりと横暴の限りをつくした。さらに民を脅かし、駅伝の悪用などが官僚から訴えられるものの、それらは咎められることはなかった。

最後に仏事に関する内容が記される。まず歳時に行なわれる神仏を祈り祭る行事のうち仏事が列挙される。そして仏像が非常に多く作られたこと、仏事にかこつけて、罪の軽重にかかわらず囚徒の釈放が求められ、罪を免れた者が多数いたことが記される。

最後に漢地の仏教も宣政院に統領されていたことがわずかに記される。

以上、『元史』釈老伝の仏教の記事を要約した。釈といってもチベット仏教のみで、中華の地、すなわち旧金領・旧南宋領の仏教については最後にチベット仏教僧が頂点に立つ宣政院に統領されていたと記されるのみで、具体的な内容は記されていない。江南より起こった漢族によって建国された明朝によって編纂されたにもかかわらず、モンゴル政権独自のチベット仏教のみに焦点が当てられている点は趙翼の指摘ともいえよう。

(2) 道教

まず金代に成立した全真教について記される。初代王重陽の弟子で教主の丘処機は金・南宋からの招聘に応じなかったが、1219年、チンギス（在位 1206～1227）の使者が来るとその要請に答えてチンギスのもとへ赴き、1222年に面会した。そして殺人を戒めるよう言い、政治については「敬天愛民」、長生久視については「清心寡欲」を勧めた。高齢のチンギスに狩猟をやめるよう勧め、チンギスの命で華北の民を救った。また雨乞いの祈祷もし、1227年に卒した。丘処機の徒である尹志平（1169～1251）らは代々靈書を奉じて全真教を襲掌した。丘処機から四代後の祈（祁）志誠が丞相アノトン（1245～1293、チンギス時代の功臣ムハリの子孫）に助言を与えた逸話を記す。

次は後漢の五斗米道に発する正一教について、クビライが江南を平定したのち、三十六代の張宗演が招聘に応じたことが記される。張宗演が至元二十九年（1292）に卒したのち、息子の与棣が三十七代となり、江南道教を襲掌することになった。その後、与棣の弟与材が三十八代となって高潮災害を方術によって治めたこと、与材の息子嗣成が三十九代となりひきつづき江南道教を襲掌したことが記される。

正一教の教主「天師」の次はその徒、張留孫と呉全節について記される。特に張留孫についての記述は多く、至元十三年（1276）に天師張宗演に従って入朝しクビライに気に入られ、そのままそばに侍ることになった。風雨が起こった際に祈祷して止ませたり、重病だった皇后のために祈祷したところ治癒したりと功績は大きく、クビライと皇后は張留孫を天師に任命しようとしたが、張留孫はそれを辞退したため、崇真宮を建立してそこに彼を住ませ祠事を掌握させた。その後もクビライは民の安息を願うにあたり張留孫に意見を求め、完沢を丞相にしようとした時も占わせ、その結果がよかったため、実際に任命したところ賢相と称されたという話が載せられる。クビライ没後も時の皇帝との関係はよく、助言を与え、至治元年（1321）に卒した。その後を継いだ呉全節（1266～1346）は張留孫に従ってクビライに謁見した。そして毎歳上都への行幸に侍従することとなり、廬帳・車馬や衣服等は支給された。クビライ没後も厚遇され、成宗テムル（在位 1294～1307）に官僚で有能な者を推挙したり、誣告された閻復（1236～1312、現山東省高唐の人）のために李孟（1255～1321、現山西省長治の人）に力説して仁宗アユルバルワダ（在位 1311～1320）の誤解を解かせた。士大夫と交わることを好んだ俠氣に富む人物だったと当時の人々に評価されたとし、彼の後継者夏文泳（1277～1349）の名が記される。

次は金代に始まる真大道教について記される。五代酈希誠（1181～1259）が憲宗モンケ（在位 1251～1259）に知られて真大道教と名付けられ、太玄真人の号を授けら

れて教団を統領することとなった。冠服を賜り、従者にも紫衣三十襲を賜った。至元五年（1268）にはクビライからその徒の孫徳福（1218～1273）に各地の真大道教を統括するよう命が下った。三代して張志清になると教えはますます盛んになり、彼が山に籠るとそこにいた虎が避けて人を襲うようになったからだとして居所をかえ、臨汾（山西省）に住んだときは大地震が発生したが彼の住居のみは二つに裂けたのみで少しも損傷がなかったので人々を救助した、といった話が載せられる。また、貴人・達官とは会おうとせず道徳・縉紳・先生といわれる人には身なりを正して自ら出かけて会見を求めたという。

最後はこれも金代に始まる太一教について記される。四代相伝して蕭輔道（？～1252）に至り、クビライが召し出し、官廷に留めた。老齢のため弟子の李居寿（1221～1280）が教事を統領することが至元十一年（1274）に認められた。李居寿は災いなきよう天に祈り、クビライに皇太子に朝政に参与させることを請い、宝璽金銀符牌を掌る典瑞の董文忠（？～1281）も同様なことをのべたことから、クビライは喜び、後に皇太子を朝政に参与、政策決定させた。このような庶事すべてを内内に申し上げ、後におおやけに上奏することになったのは、李居寿がその先鞭をつけたとされる。

仏教と比較して、道教は中華の地の宗教であるため、ここでは四宗派が記される。金で起こりもっとも力をもった全真教をはじめ、真大道教・太一教も政権と関係があったことがわかる。また江南平定後は正一教が旧南宋領の道教として政権との結びつきが強かったことがわかる。

また、仏教は政権との関係の強さをもとに民を害する行為をしたことが記されるのに対して、道教は皇帝への政治の助言を行ない、知識人との交流を重要視していたことが記される。それは、野上氏の訳注において、チベット仏教については『元史』・『仏祖歴代通載』による注釈がほとんどで、楊璉真加の悪行が陶宗儀『南村輟耕録』巻四、発宋陵寢に記されていることを著書の後半の研究部分（253頁）において指摘する他、漢族知識人による史料はパクパを祀る帝師殿設置に関する柳貫「温州新建帝師殿碑銘並序」（『柳待制文集』巻九）しか確認できないこととも関係しよう。すなわち漢文で文章を書く大多数の人々とチベット仏教の関係が極めて希薄であることを意味する。一方、道教については道教側の史料をはじめ、旧金領の道士であっても、知識人の文章が多く参照されている。さらに劉秉忠（1215～1274）は一時出家して仏門に入り、後に還俗してクビライに仕えた人物であるが、彼の名は太一教のところにしか見られないのも、漢地の仏教について記されていないからであろう。

2、元代の宗教と法制

チベット仏教僧たちが横暴をはたらき、財政的にも逼迫させたことは、モンゴル政権による優遇という特殊事情によるものである。それでは、旌表とともに徭役免除特権を与えられていた道教・漢地仏教はモンゴル政権とどのような関係にあったのであろうか。『元史』積老伝には漢地仏教に関する詳細な記述はないため状況をここから知ることはできない。道教については称号を与えられたこと、統領権を与えられたことは記されているものの、徭役免除特権については触れられていない。そこで、元代の道教・漢地仏教の位置づけについて、さきにあげた野上氏の研究および大藪正哉『元代の法制と宗教』（秀英出版、1983）に主に拠りつつ、整理していきたい。また、正一教については、高橋文治『モンゴル時代の道教文書の研究』（汲古書院、2011）、宮紀子「歴代カアンと正一教」（『モンゴル時代の「知」の東西』（上）第Ⅱ部第5章（名古屋大学出版会、2018）。初出2004）で碑文を用いた詳細な考察がなされているのでこれに拠る。

チンギスは仏教僧侶・道教道士については徭役を免除した。この原文は確認できないものの、後の時代の碑文に引用されており確認できる⁶⁾。

そこで宗教者とモンゴル政権との関係をみていくと、最初に接近したのは禅僧の海雲で、チンギスから太祖十四年（1219）に師号を下賜されている⁷⁾。しかしこの時点で徭役免除特権は与えられていない。次に接触したのは全真教の丘処機であり、癸未年（1223）に免役特権と全真教の統領権を得た⁸⁾。この時、「独り丘公門人の科役のみ免ぜられ、僧人及び餘の道衆に及ばず」（祥邁『辯偽録』卷三）と他の宗教・宗派は徭役免除を得られていなかった。このように政権とつながり特権を得た全真教は華北地域で寺院所有の土地を占拠して道観とし、勝手に師号・名額を出すなどの横暴を働いたとされる⁹⁾。

禅僧海雲は金の滅亡（1234）後、定宗グユク（在位 1246～1248）の丁未（1247）には華北の統領権を得¹⁰⁾、憲宗モンケの即位に合わせて徭役免除特権も得た¹¹⁾。しかし、その年の冬にはチベット仏教僧ナーモに天下の仏教の統領権が与えられてしまった¹²⁾。

一方、江南地方においては、「演法靈応冲和真人張天師」すなわち正一教の張宗演に与えた至元十四年（1277）十一月に欽奉した聖旨には「チンギス皇帝・オゴデイ皇帝の聖旨に「和尚（僧侶）・也里可温（キリスト教徒）・先生（道士）は、いかなるものでもあてることをやめよ。俺毎のために祈福せよ」とあった」と記したのち次のよう

にある。

宮観に属する田地・水土・荘佃・竹葦・園林・碾磨・船隻・解典庫・浴塘・店舎・鋪席・醋醢は、いかなるものでも差発にあてることをやめよ。俺毎の明降の聖旨を与えたから、諸色の投下を推称して、先生毎にたいして、いかなるものでも索めることをやめよ。先生毎もまた与えることをやめよ。

『元典章』卷三三、礼部六、积道、道教、宮観不得安下こうしてモンゴルによる江南接收の翌年、正一教も徭役免除特権を得た¹³⁾。『元史』积老伝では道士は祈祷が重要な役割であることは記されていたものの、政治への助言が特記されていたことを考えると、モンゴル政権が道教に求めていたものと『元史』积老伝における道教の位置付けには、相違のあることがうかがえる。

徭役免除特権を得た仏教・道教であったが、この時に「地稅・商稅はあてることをやめよ」と本来与えられていなかった税糧の免除が認められたことも加わり、その後、特権獲得目的の不正が問題となる¹⁴⁾。たとえば至元三十年(1293)五月に欽奉した聖旨のうち中書省からの上奏に次のようにある。

江浙の官人毎の文字に、説ってきている。蛮子の田地では、……如今、かの百姓毎は、係官の差発を躲避しており、さきのまさに錢糧を納むべきところの田土を、和尚・先生毎の寺院に布施し与えたり、売与したり、典与したり、更に頭髮を剃って和尚となっているという。

『元典章』卷二四、戸部十、租稅、僧道稅、僧道影避田糧徭役逃れを目的として土地を寺院名義となるよう、布施したり売却したり質入れしたりしているという。さらに僧侶は剃髮によって見た目に明確であるからであろう、勝手に僧侶となるものまで現れたという。そのような状況下で、大徳八年(1304)正月には次のような規定が設けられた。

軍・站・民・匠の諸色の戸計は、近年以来、往往にして僧と為り道と為り、門戸を影蔽し、差徭を苟避す。若し整治せざれば、久しくして貧下の人民を靠損す。今後、色目人を除くの外、その出家を願うものは、若し本戸の丁力数多く、差役を闕かず、及び昆仲の父母を侍養する者あれば、元籍の官司に赴いて陳告す。勘当して是実なれば、各路に申覆して拋(度牒)を給し、まさに簪剃するを許す。違う者は断罪し、勒して俗に歸さしむ。

『通制条格』卷二九、僧道、給拋簪剃僧侶・道士になることによって徭役を逃れようとする者が問題となり、認定方法について定められたのである。

このような徭役逃れについては、善行者表彰制度である旌表でも問題視されており、同年に旌表対象が具体的に規定され、事実確認を複数回実施することが定められた。

大徳八年八月、中書省、礼部の呈に拠るに、「議し得たるに、義夫節婦の門閭に旌表するは、本薄俗を激励し、以て風化を敦くせんが為なり。今各処の挙ぐる所、往往にして夫亡くなりて志を守ると指称するも、卓然として異行を見ず、多く富強の家の門役を規避し、廉訪司も亦た公に従いて実を覈せず、以て泛濫を致すに係る。……」とあり。都省議し得たるに、……今後節婦を挙ぐる者、若し參拾已前に夫亡くなりて志を守り、伍拾以後に至りても節を執りて易えず、真正著明なる者ならば、各処の隣佑・社長の実跡を明具し、重甘保結し、本県に申覆するを聴し、文資の正官に牒委して体覆せしめ実を得れば、附近の干礙せざる官司に移文し、再び体覆を行い、結罪して回報せしめ、体覆せる牒文に憑准して、重甘保結し、本管の上司に申覆し、更に実を覈べ保結を為し、省部に申呈し、以て旌表に憑らしむ。仍お監察御史・廉訪司に従りて体察し、如是、富強の家の、別に実跡無く、虚名を慕向し、保挙を営求し、門役を規避し、及び保する所謬濫不実ならば、即ち隣佑・社長、並びに元と保し体覆せる官吏を將て、取招して治罪す。

『通制条格』卷十七、賦役、孝子義夫節婦

また、「儒・釈・道・也里可温・達失蛮（イスラム教徒）等戸、旧と租税を免ぜらる。今並びにこれを徴す」（『元史』世祖本紀、至元元年（中統五年、1264）と仏教・道教とともに記される、文言（漢語の文章語）をあやつって文書を作る能力を有していて官吏を出す儒戸の徭役免除規避も問題視される。この件については牧野修二「エケモンゴル時代における儒人戸の差発（差役）免除について」（牧野修二編『藤野彪 牧野修二 元朝史論集』汲古書院、2012 所収。2000・2001 初出）に詳しいので、氏の研究に拠りながら確認していきたい。

儒戸については『廟学典礼』卷一、選試儒人免差に「丁酉年（1237）八月二十五日の皇帝の聖旨に道う。……若し種田有る者は地税を輸納し、買売する者は商税を出納し、門面に開張して營運する者は、行例とよ依り差発を供出す。除外。その餘の差発は並な蠲免するを行なう」と、オゴデイ時代から徭役の一部が免除されていた。しかし至元二七年（1290）には「江淮等処行尚書省の至元二十七年八月箭付にいう。……所轄等の処には多く豪富勢要兼併の家有り。往往托するに儒戸を以て名と為し、厚く賄して有司官吏に構結して、差徭を苟避し、戸役に当てず。因みて貧民を靠損し、誠に未便と為す」（『廟学典礼』卷三、隨路府州県尹提調儒人功業）と免除特権目的の儒籍への冒入が問題視された。

最終的には、至大四年（1311）～皇慶元年（1312）に「本部（礼部）議し得たるに、儒戸の雑泛差役は、擬して合に欽依して、民と一体に均当して相応し。具呈するなれば照詳せられんことを、と。此れを得。仰せて上に依りて施行せしむ」（『元典章』卷三一、礼部、儒学門、儒人差役事）と徭役は民とともに当てられることになった。道教・仏教・旌表より少し遅れるが、儒戸についても徭役免除特権は廃止されていったのである。

廃止理由は財政問題が容易に推測できるが、クビライ時代が終わり、また江南接収からいくらか時間も経過した時期であることを考慮すれば、社会の変化、人々のモンゴル政権への順応をみることも可能であろう。見方を変えれば、モンゴル政権は旧金領・旧南宋領統治にあたって、仏教・道教、儒戸、善行表彰とさまざまな形で人々に特権を与えていたことになる。そしてこれらの制度を利用した人々は大多数の「貧下の民」ではなかったであろう。ここに朱元璋が新たな王朝を建国する背景の一端が垣間見える。

3、元明初の知識人と宗教

本節では、江南よりおこった明朝への連続性に重点を置き、江南の知識人と宗教者との関係を主にみていく。

まず取り上げるのは袁桷（1266～1327）である。慶元鄞県（現浙江省寧波）の人、袁氏は宋代より続く名家である。そして袁桷は旧南宋領の南人であったにもかかわらず、科挙を経ずしてモンゴル政権に出仕している人物である。彼は正一教の主要人物として『元史』釈老伝にも載せられている張留孫の家伝も書いている。「有元開府儀同三司上卿輔成贊化保運玄教大宗師張公家伝」（『清容居士集』卷三四）には、クビライに非常に気に入られ、孫の命名まで命じられていたと記される。さらに『元史』釈老伝に載せられていた、完沢を丞相に任命すべきか否かを占ったエピソードもある。他にも成宗テムルが即位したばかりのころ、時の丞相が御史台の問題点をテムルに進言したことから中丞崔彧は叱責されるが、張留孫に相談して丞相のところと共に釈明に行き事なきを得たと記される。そして最後の贊に「世祖皇帝、……在御三十四年、相を命ずること二十餘人に幾し。或ものは解罷され、或ものは斥逐さるるも、独り張公のみ少しの疵病も無し」と評している。また、張留孫の弟子徐懋昭の墓誌銘「通真觀徐君墓誌銘」（『清容居士集』卷三一）は嗣師真人呉全節が行状を持参して執筆依頼したものである。

なかには親族との接点がある道士についての文章もある。「送祝道士南帰序」(『清容居士集』巻二四)には、「延祐四年(1317)、天冠山道士祝君祠官為りて、まさに行かんとするに、予の言を求めて以て餞とせんとす」と文章執筆理由が述べられ、親戚にあたる正肅公(袁甫、嘉定七年(1208)進士第一)と正一教三五代教主の張可大が十四・五歳の頃に「天運環合之道」について議論したという話を聞いているとも記している。

僧侶に関する文章もあるが、内容をみていくと、より近い関係のなかで書かれているのは道士に関する文章である。特に正一教との関係が強かったと考えられる。袁桷は大徳初め(1297)に翰林院国史院の官僚となり、国史院編修官も兼ねるなど泰定初め(1324)まで一時病で官を去るものの翰林官、集賢院直学士などを二十年程歴任しているため(『元史』巻一七二、本伝)、政権に近い人物からの文章執筆依頼が多かったとも考えられる。「華嚴寺碑」(『清容居士集』巻二五)はまさしく史官らしく、クビライが定めた上都と大都「兩京之制」について説明した上で華嚴寺について記す。

「陸道士墓誌銘」(『清容居士集』巻三一)には死期の近づいた東嶽行祠を掌る陸道士が弟子に向かって「我死すとも、必ず袁内翰の誌文以て後に信たり、この死不朽と為す」と史官に文章を執筆してもらうことの意義を述べている。

元代の知識人の次は元末明初の江南の知識人として宋濂を取り上げる¹⁵⁾。宋濂は僧侶に関する文章を多く著わしているが、そのなかで興味深い文章は「明覚寺碑」(『鑾坡前集』巻五)である。「元泰定間、寺僧は科繇の煩いを厄いとし、悉く土田を以て民間に質すれば、寺事日に廢る」と、太白山(現浙江省寧波のあたり)に唐代からつづく寺院が泰定間(1324~1327)に徭役に苦しみ土地を民間に質入れたというのである。つづいて、ある人物によって明覚寺が持ち直したいきさつが記される。前節では不正の温床とされた寺院の土地が、徭役免除特権が廢止されたために土地を手放さなくてはならなくなり、寺院の運営に支障をきたしていると書かれている。当時の寺院すべてが財政的に余裕があったわけでも、在地の有力者に名義貸しをしていたわけでもないであろうから、このような記述もみられるのかもしれない。

「書劉真人」(『芝園後集』巻五)は真大道教の道士についての文章で、劉真人は宋金の間の人、その後の後継者の名が九代目まで載せられる。また、五代目酈希誠が憲宗モンケに気に入られて「真大道」の名を賜ったという、『元史』釈老伝と同じ話がみられる。宋濂は道士に関する文章をあまり書いていないこと、またこれが江南の道教ではないことから、すこし違和感はある。

江南の道教に関する文章は、羅月霞主編『宋濂全集』(浙江古籍出版社、1999)に輯

補として収められる、『宋学士文粹輯補』（明洪武十年鄭濟刊本）にいくらか収録されている。たとえば「補服御五牙元精密經 有序」は茅山（上清派）四六代宗師王天孫について、「至樂齋記」は「嗣天師冲虚真人張公燕息之所」について記したものである。

「龍虎山大上清宮鐘樓銘 有序」は正一教の道觀の鐘樓が至正十一年（1351）正月の道觀の火災により焼けてしまったため、その後洪武年間に再建工事が終了したことを記した文章である。「方壺子玄室銘」も龍虎山・武夷山で修行をつんだ道士方壺子についての文章である。

袁桷と宋濂の道教・仏教に関する文章を、思想的な文章ではなく、伝記を中心にいくつかみてきた。当然の結果ではあろうが、一見してチベット仏教とわかる、あるいはチベット仏教僧に関する文章は見つけられなかった。道教については特に江南の宗派が多くを占め、時に実際に関係のある人物についてのものであった。ここから、当時の知識人の道教・仏教への態度や意識がみえてくる。

おわりに

上海の城隍廟に導かれて、旌表・儒戸と関連付けながら元代の仏教・道教と知識人について簡単な考察を試みた。旌表にせよ儒戸にせよ、これらは旧金領の漢人・旧南宋の南人にとって自らが誇る文化の象徴であった。そのため、モンゴル政権による特権付与は知識人たちに好意的に受け入れられたであろう。しかしモンゴル政権側からすれば、特権獲得目的の不正が起り、決して看過できるものではなかった。宗教にしても、旌表対象者が詳細に規定され、儒戸への徭役免除が廃止されると時を同じくして不正が問題視されるようになった。チベット仏教僧に多くの財物を与え、多くの仏事を行なわせ、さらに彼らの暴挙を放置していたことを考えれば、徭役免除特権がここまで取り上げられるのは、モンゴル政権の特質と考えられる。

チベット仏教が優遇されようと、無関係であるかのように道教や漢地仏教について知識人は文章を書いた。特に『元史』釈老伝の仏教と道教の書かれ方はそれを端的に表している。チベット仏教の高僧は「帝師」とされていたが、道教は宗教であるとともに、自らの文化によってモンゴル政権を正しき方向に導く存在であるかのように記されるのである。

本稿は日本における研究をもとに、旌表と同じく徭役免除特権が与えられていた宗教に関して状況を整理し、新たな史料もいくらか提示した。いわゆる知識人によって正当な漢文で書かれた史料を用いることが、漢族により建国された明朝への連続性を

考えるうえで重要であることがいささかなりとも提示できたと考える。しかし、検討した史料の少なさ、調査不足による先行研究漏れ、また中国の研究も今回は参照できていないという問題点もある。さらに宋・金との比較も必要であろう。これらについては今後の課題としたい。

註

- 1) 拙稿「孝子から節婦へ—元代における旌表制度と節婦評価の転換—」『東洋学報』87-4、2006。
- 2) 内藤湖南「概括的唐宋時代観」『歴史と地理』9-5、1922。『内藤湖南全集』第八卷（筑摩書房、1969）所収。
- 3) 拙稿「近世中国における「操を守った」女性たち」『歴史の理論と教育』131、2009。
- 4) 元明連続を視野に入れた研究としては、森正夫『明代江南土地制度の研究』（同朋舎、1988）、植松正『元代江南政治社会史研究』（汲古書院、1997）、伊藤正彦『宋元郷村社会史論—明初里甲制体制の形成過程』（汲古書院、2010）等がある。
- 5) 印の賜与は地位や与えられた権限を知るうえで重要であるが、本稿は政治的な立場を扱うものではないため、取り上げない。
- 6) 船田善之「蒙文直訳体の展開—「靈巖寺聖旨碑」の事例研究—」『内陸アジア史研究』22、2007、5頁に「ウサギ年（1267）8月28日長清靈巖寺フビライ聖旨」の日本語訳があり、そこに「チンギス Činggis 皇帝の、ハーン Qaγan 皇帝の聖旨に、「仏僧ら・ネストリウス教士ら・道士ら・ムスリム識者らは、税糧を除くほか、いかなる大小の差発にも当てるな。天に告げよ。われらのために寿を祝して福をなせ」とある。
- 7) 『仏祖歴代通載』巻二十一「是時、国王奉詔、大加恩賜、延居興安香泉院。国王署中観慈雲正覚大禪師、師寂照英悟大師。所需皆官給」。
- 8) 高橋氏は「大蒙古国累朝崇道恩命之碑」の「癸未年三月成吉思皇帝聖旨」を考証するなかで、李志常『長春真人西遊記』をあげている。なおこの碑文の聖旨では「差発税賦」が免除されるとある（高橋 2011 書 177～180 頁）。
- 9) 『辯偽録』巻三「如此等例、略有数百。雖莊躡狼戾於南荊、盜跖跋扈於東魯、方今剽劫未為過也。不以道德為心、專以攘奪為務」。王惲『秋澗先生大全集』卷五三、衛州胙城県靈虛觀碑「時全真教大行、所在翕然從風、雖虎苛狼戾、性於嗜殺之徒、率授法号。名会首者皆是也」。
- 10) 『仏祖歴代通載』巻二一、海雲伝「丁未、貴由皇帝即位、頒詔命師統僧、賜白銀万両」。
- 11) 『元史』巻三、憲宗本紀「（憲宗元年辛亥夏六月、1251）以僧海雲掌釈教事。以道士李真常掌道教事」。『辯偽録』巻三「我蒙哥皇帝。……凡是僧人並無徭賦」。
- 12) 『新元史』巻六、憲宗本紀「元年辛亥、……是冬、……以僧那摩為國師。統領天下釈教」。
- 13) この聖旨については、宮紀子氏による『廬山太平興国宮採訪真君事實』巻四、元朝崇奉類・聖旨文字に載せられるパスパ文字モンゴル語命令文の副本としてえられた直訳

の日本語訳がある（宮氏 2018 書 196 頁）。

- 14) 税糧の免除については大藪正哉『元代の法制と宗教』「元代の法制と仏教—税糧・詞訟・民間信仰関係の規定—」で詳細に検討されている。高橋文治氏の道教文書に関する一連の研究においても、税役免除を認める聖旨と認めない聖旨の碑文がともに分析されている。
- 15) 金末から明初の思想を扱った三浦秀一『中国心学の稜線—元朝の知識人と儒道仏三教—』（研文出版、2003）の下篇は「宋濂と元末明初の時代思潮」で、宋濂の思想について詳細な検討がなされている。

（さかい けいこ 三重大学人文学部）